

滋賀県産牛における放射性物質の調査について

1 これまでの取り組み

(1) 稲わら等の流通・使用状況調査(7月20日～21日)

牛飼養農家167戸を対象とした聞き取り調査の実施

・3月11日以降、17都県からの稻わら等の購入実績なし

(2) 肉用牛の飼養管理状況調査

① 肉用牛飼養農家108戸を対象とした立入調査の実施(7月25日～8月1日)

・3月11日以降、17都県から9戸478頭が県内に導入

② 上記の導入牛の追跡調査(8月12日)

・汚染稻わら給与等の生産履歴が確認できなかった4戸と、8月1日以降、新たに導入した3戸(2戸は前回と重複)の、合計5戸292頭に対し、念のため、全頭検査開始まで出荷を自粛要請

③ 全頭検査開始に伴う自粛要請の解除(11月1日)

・農林水産省における不適切稻わら使用農家の追跡調査と、本県の全頭検査が始まったことから、出荷の自粛要請は解除

④ 不適切稻わらの給与が否定できない牛の県内への移動状況

(農水省生産局畜産振興課、食肉鶏卵課長通知による情報)

不適切稻わらの給与が否定できない牛	
平成23年8月11日	26頭(宮城県、岐阜県)
平成23年8月25日	30頭(宮城県、岩手県、栃木県、岐阜県)※4頭追加
平成23年10月3日	2頭(岩手県、栃木県)※28頭削除
平成23年11月15日	1頭(栃木県)※1頭削除

・現在、不適切稻わらの給与が否定できない牛は、1戸1頭

(3) 放射性物質検査の体制整備

① 全戸検査の実施(9月1日～10月31日)

・県内肉用牛飼養農家から出荷される牛について、1農場あたり月1頭、民間検査機関に委託し検査を実施

頭数99頭 すべて不検出 結果は県のホームページで公表

② 全頭検査の実施(11月1日～)

・滋賀食肉センターに検査機器を設置し、(株)滋賀食肉市場に業務の一部を委託し検査を実施

頭数2,991頭(2月28現在) すべて不検出 結果は県のホームページで公表

2 食品中の放射性物質の基準値設定への対応

- 食品中の放射性セシウムに係る基準値の設定
 <現 行>

分類	暫定規制値
野菜類	
穀類	500Bq/kg
肉、卵、魚	
飲料水	200Bq/kg
牛乳、乳製品	



<平成24年4月～>

分類	基準値
一般食品	100Bq/kg
飲料水	10Bq/kg
牛乳(乳飲料含む)	
乳児用食品	50Bq/kg

- 放射性セシウムスクリーニング法の改正

<現 行>

分類	設定値
スクリーニングレベル	250Bq/kg
検出下限値	50Bq/kg



<平成24年4月～>

分類	設定値
スクリーニングレベル	50Bq/kg
検出下限値	25Bq/kg

- 経過措置の設定

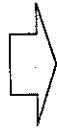
経過措置の対象：米、牛肉

経過措置：平成24年9月30日まで（施行後6ヶ月）

- 結果の公表

<現 行>

公表の時期	設定値
スクリーニング検査で 暫定規制値の1/2以上	250Bq/kg



<平成24年10月～>

公表の時期	設定値
精密検査で 基準値を超過	100Bq/kg

※【参考】飼料、堆肥等の暫定許容値

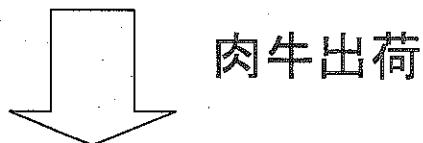
飼 料	牛用	300Bq/kg (H23.8.1 施行)
	馬、豚、鶏等	
肥料、堆肥		400Bq/kg (H23.8.1 施行)
敷 料	粗飼料使用の場合	400Bq/kg (H23.8.23 施行)
	粗飼料以外	



飼 料	牛用	100Bq/kg (H24.2.3 施行)
	馬、豚、鶏等	300Bq/kg
肥料、堆肥		400Bq/kg
敷 料	粗飼料使用の場合	100Bq/kg (H24.2.16 施行)
	粗飼料以外	

滋賀県産牛肉の放射性物質検査フロー ＜全頭検査＞

生産者・出荷団体



【スクリーニング検査】滋賀食肉センターで実施
○処 理

↓
○枝肉の放射性物質検査

50Bq/kg以上

50Bq/kg未満

【サンプル採取】
食肉衛生検査所が収去

食肉として流通

【精密検査】 衛生科学センターで実施

100Bq/kg超過

100Bq/kg以下

出荷制限

食肉として流通

※検査の結果は、県のホームページで公表